平成２５年（フ）第６５７４号
東京都港区海岸１丁目14番24号
破産者　株式会社ホスピタリティ・マーケティング
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４５号
千葉県香取市岩ケ崎台11―２　ハピネスファクトリーＢ―２―５、開始決定時の住所東京都目黒区鷹番２丁目４―７　マンションタカバン４Ｃ
破産者　萱嶋　義明
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２３４号
東京都立川市上砂町３丁目36―６　ＡＯＫＩ　ＴＯＷＮ　Ｂ号棟３号
破産者　間手野宏一
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６号
長野県千曲市大字打沢14番地の１
破産者　柳屋機械株式会社
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４５７４号
大阪府門真市南野口町23番37号
破産者　有限会社コーヨー住器産業
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０６０号
大阪府寝屋川市大成町17番６号
破産者　株式会社プロキャット
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９５８号
大阪市中央区玉造１丁目15番６号
破産者　株式会社エバーセンチュリー
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２６５号
大阪府寝屋川市早子町９番11号
破産者　株式会社Ｂｏｕｌａｎｇｅｒｉｅ　Ｍｉｙａｔａ
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２８４号
大阪府摂津市千里丘東４丁目９番14号
破産者　有限会社今井住設
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２９３号
大阪市中央区玉造１丁目13番４号　小林ビル
破産者　有限会社クリエイトズーム
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３１２号
大阪市西淀川区野里２丁目19番８号
破産者　有限会社イワタ
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３１５号
大阪府八尾市山本町北７丁目３番33―105号
破産者　株式会社レクリス
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８７号
大阪府羽曳野市駒ケ谷５番地４
破産者　太希理研株式会社
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６８号
青森市大字石江字江渡117―４
破産者　合同会社クリフエッジ
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６９号
東京都江東区東陽６丁目２―27―214
破産者　金子栄基こと　金　　栄基
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３６号
東京都日野市南平５丁目15番地の19岡田コーポ102
破産者　小林奈津子
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２６０号
東京都府中市美好町２丁目６番地の１
破産者　芳賀　利光
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２６１号
東京都あきる野市伊奈890番地１イーストプリムラ105号
破産者　小林　悌成
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２９７号
横浜市南区大岡３丁目20番20号
破産者　チルダース弘美
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５４号
福井市網戸瀬町第18号40番地２
破産者　株式会社竹内製作所
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９６号
岐阜市琴塚１丁目15番14―202号　コーポサトウ
破産者　日東型枠こと　纐纈　茂雄
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１５号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦1145番地の４
破産者　株式会社起南造船所
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部